は、主務大臣が告示で定める事項を含む。）に従って具体的かつ体系的に整備されていること。

(i)～(vi)　［略］

(2)　［略］

ロ　登録認証機関の認証に係る鉱工業品について日本産業規格に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ハ～チ　［略］

五　［略］

イ・ロ　［略］

(1)　(i)　［略］

(ii)　社内規格の制定、改廃及び管理についての統括

(iii)～(viii)　［略］

(ix)　登録認証機関の認証に係る鉱工業品の日本産業規格への適合性の承認

(x)　［略］

(2)　［略］

2

一　品質管理体制が、日本産業規格Ｑ九〇〇一又は国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ（以下単に「ＩＳＯ」という。）九〇〇一（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証に係る審査である場合にあっては、主務大臣が告示で定める品質管理の規格）の規定に適合していること。

二　登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する製造設備又は加工設備（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める製造設備又は加工設備を含む。）を用いて製造又は加工が行われていること。

三　登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査設備（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める検査設備を含む。）を用いて検査が行われていること。

は、主務大臣が告示で定める事項を含む。）に従って具体的かつ体系的に整備されていること。

(i)～(vi)　［略］

(2)　［略］

ロ　登録認証機関の認証に係る鉱工業品について日本工業規格に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ハ～チ　［略］

五　［略］

イ・ロ　［略］

(1)　(i)　［略］

(ii)　社内規格の制定、改廃及び管理についての統括

(iii)～(viii)　［略］

(ix)　登録認証機関の認証に係る鉱工業品の日本工業規格への適合性の承認

(x)　［略］

(2)　［略］

2

一　品質管理体制が、日本工業規格Ｑ九〇〇一（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証に係る審査である場合にあっては、主務大臣が告示で定める品質管理の規格）の規定に適合していること。

二　登録認証機関の認証に係る日本工業規格に規定する製造設備又は加工設備（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める製造設備又は加工設備を含む。）を用いて製造又は加工が行われていること。

三　登録認証機関の認証に係る日本工業規格に規定する検査設備（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める検査設備を含む。）を用いて検査が行われていること。

四　登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査方法（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める方法を含む。）により検査が行われていること。

五　登録認証機関の認証に係る日本産業規格（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める事項を含む。）に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、登録認証機関の認証に係る鉱工業品について日本産業規格に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

六　［略］

（立入検査の証票）

第三条　法第三十五条第五項において準用する法第二十九条第二項に規定する証票は、様式第三とする。

2　法第七十四条第一項の規定により法第三十五条第一項又は第二項の規定による立入検査の際に独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の職員が携帯すべき法第七十四条第五項に規定する証票は、様式第四とする。

（登録の区分）

第四条　法第三十九条第一項の主務省令で定める鉱工業品又はその加工技術の区分（以下単に「鉱工業品又はその加工技術の区分」という。）は、別表のとおりとする。

（登録の申請）

第五条　法第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十七条第一項から第三項までの登録（第五号、次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既に法第三十二条第一項から第三項ま

四　登録認証機関の認証に係る日本工業規格に規定する検査方法（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める方法を含む。）により検査が行われていること。

五　登録認証機関の認証に係る日本工業規格（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める事項を含む。）に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、登録認証機関の認証に係る鉱工業品について日本工業規格に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

六　［略］

（立入検査の証票）

第三条　法第二十一条第三項に規定する証票は、様式第三とする。

2　法第六十九条の三第一項の規定により法第二十一条第一項又は第二項の規定による立入検査の際に独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の職員が携帯すべき法第六十九条の三第五項に規定する証票は、様式第四とする。

（登録の区分）

第四条　法第二十五条第一項の主務省令で定める鉱工業品又はその加工技術の区分（以下単に「鉱工業品又はその加工技術の区分」という。）は、別表のとおりとする。

（登録の申請）

第五条　法第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項並びに第二十三条第一項から第三項までの登録（以下この条及び次条において単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。